



Title	現代中国における「司法」の構造（2）： 厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか
Author(s)	坂口, 一成; Sakaguchi, Kazushige
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(3), 404[133]-360[177]
Issue Date	2006-09-29
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/14812">https://hdl.handle.net/2115/14812</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	hogakuronshu57-3-7.pdf



## 現代中国における「司法」の構造(2)

—— 嚴打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？ ——

坂 口 一 成

### 目 次

#### 序論

問題意識および課題

本稿の構成

先行研究の検討

本稿の意義

用語の説明

(以上57巻2号)

#### 1 基本概念の整理

##### 1.1 刑事司法の担い手

1.1.1 中国共産党

1.1.2 人民代表大会制の原理－「裁判の独立」も合わせて

1.1.3 国家機関の構成

1.1.4 大衆的自治組織

##### 1.2 制裁制度

1.2.1 刑罰制度

1.2.2 労働矯正

1.2.3 治安管理处罰

##### 1.3 刑事手続の概要

1.3.1 旧刑事訴訟法期（1980年～1996年）

1.3.2 現行刑事訴訟法期（1997年以降）－主な改正点

##### 1.4 解釈制度

(以上本号)

#### I 嚴打とは何か？

#### 2 嚴打前夜の治安状況と犯罪対策－「重きにかつ速やかに」の登場

#### 3 83年嚴打

- 4 その後の敲打
  - II なぜ裁判が道具となるのか？
  - 5 中国における裁判観
  - 6 「裁判＝道具」の構造
- 終章

## 1 基本概念の整理

本章では論述の便を図るため、本稿の考察に関連する基本概念をあらかじめ整理しておく。以下では、(1)刑事司法の担い手、(2)制裁制度、(3)刑事手続、そして(4)日本にはない立法解釈および司法解釈と呼ばれる制度の4点を概観する。

### 1.1 刑事司法の担い手

本節では国家機関を中心に、刑事司法の担い手としてどのようなアクターがいるのかを見ていく。以下ではまず、(1)党がどのように刑事司法に関わっているのかを見る。次に、(2)国家機関の編成原理である人民代表大会制（以下、「人大制」と略す）を概観した後、そこにおける「裁判の独立」の内容を見る。その後、(3)刑事司法の主たる担い手となる国家機関、および(4)いわゆる [大衆的自治組織] を概観する。

#### 1.1.1 中国共産党

憲法前文第7段落に「中国各民族人民は引き続き中国共産党の指導下で、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の導きの下、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、絶え間なく社会主義の各制度を整備し、社会主義的民主主義を発展させ、社会主義法制を健全化し……」という規定があり、憲法上、国に対する「党の指導」が認められている（なお、「指導」とは [領導] の訳語である。日本では一般的に「指導」と訳されているため、本稿でも原則として「指導」と訳す。ただし、[領導] は本来的には上下の命令・服従関係がある場合に用いられるタームであり<sup>(1)</sup>、

---

(1) 高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998年）8頁。

このニュアンスが濃厚なときは「指示」ないしは「指揮」と記す)。したがって、また実態から見ても、党組織は刑事司法の担い手というよりも、これらのまとめ役と表現した方が適切である。

刑事司法に関連する主な党組織といえば、中央においては党の最高指導機関<sup>(2)</sup>である党中央委員会（以下、「党中央」と呼ぶ）、中央政法委員会、中央社会治安综合治理委員会がある。

中央政法委員会は1980年1月24日、党中央の決定により設置され（前身は中央政法小組<sup>(3)</sup>）、その任務は以下の6点とされた。①中央の指導の下、全国の政法業務〔政法工作〕<sup>(4)</sup>に関する重大問題を検討し、中央に提案すること、②各地から寄せられる政法業務に関する照会を中央が処理する際のサポート、③政法各部門の活動を調整し、これらに共通する全局的な問題について、中央の方針、政策、指示に基づき、認識を統一し、統一的に計画を立て、行動を統一すること、④中央の方針・政策、国の法令を徹底執行しているかの調査・研究、⑤政法隊伍の組織化状況および思想状況の調査・研究、⑥中央から指示された他の活動、である<sup>(5)</sup>。

また、中央社会治安综合治理委員会は、1991年3月21日、党中央により設置された。これは党中央・国務院による全国の〔社会治安综合治理〕活動に対する指導を補助するための常設機構と位置づけられている<sup>(6)</sup>（〔社会治安综合治理〕については後述2.2.1参照。以下、「社会治安総合対策」と呼ぶが、法令・組織名は原文どおりに表記する）。

地方においては地方各級（県クラス以上）に党委員会があり、その下

<sup>(2)</sup> 厳密には、「党の最高指導機関は党の全国代表大会およびそれが選出した中央委員会である」（中国共産党規約10条3号1段。以下、「党規約」と略す）。

<sup>(3)</sup> 建国初期に政府内に設置された政治法律委員会がそのルーツである。中央および地方の政法委員会の歴史については、林中梁編『各級党委政法委の職能及宏観政法工作』（中国長安出版社、2004年）64～78頁を参照されたい。

<sup>(4)</sup> 「政法業務とは、党委員会およびその政法委員会の統一的指導の下で、警察、検察、裁判所、司法行政、国家安全などの部門が分担協力し、共同で国の刑事、民事、訴訟、国家安全などの基本法を実施する〔工作〕である」（同上8頁）。なお、〔工作〕とは活動、業務、仕事などを意味する。

<sup>(5)</sup> 『公安大事要覧』448頁。

<sup>(6)</sup> 『法律年鑑（1992）』889～890頁。

には同政法委員会および同社会治安綜合治理指導機構が設置される。後者については、郷クラスや〔街道〕にも設置するよう指示されている<sup>(7)</sup>。

両者の役割および位置づけについては、「各級政法委員会は党委員会が政法業務を指導するための参謀・助手であり、党委員会が政法業務を指導・調整するための重要な部門である」<sup>(8)</sup>と、また地方各級社会治安綜合治理指導機構は「党委員会および政府が総合対策活動を指導するための参謀および助手であ（る）」<sup>(9)</sup>とされている。なお、県クラス以上においては、両者は〔合署辦公〕（組織の一体化）を行うよう指示されている<sup>(10)</sup>。

### 1.1.2 人民代表大会制の原理——「裁判の独立」も合わせて

憲法3条1項は、「国家機構は民主集中制の原則を実行する」と定め、三権分立制を原理的に否定する。中国において「民主集中制の原則」は、具体的には人大制として制度化されている。

人大制においては、「中華人民共和国の全ての権力は人民に属する」（同法2条1項）とされ、「人民が国家権力を行使する機関は全国人民代表大会および地方各級人民代表大会である」（同条2項）とされる。つまり、人大は全ての国家権力（例えば三権分立という立法権、司法権および行政権）を一手に握る全権の機関であるとされている。ここから、全国人大は最高国家権力機関であると（57条前段）、また地方各級人大は「地方自治機関」ではなく、地方国家権力機関であるとされる（96条1項）<sup>(11)</sup>。

「（人大制）の特徴は、まず人民が法に従い代表を選出して国家権力機関を構成し、それから権力機関が他の国家機関を設置し、共同で国家政治権力を行使する点にある」<sup>(12)</sup>。すなわち、国家権力機関である人大は、中央であるか、また地方であるかを問わず、人民の「民主的選挙に

---

(7) 中共中央文献研究室編「中共中央、國務院關於加強社会治安綜合治理的決定」（1991年2月19日）『十三大以来——重要文献選編（下）』（人民出版社、1993年）1450頁。

(8) 李棟基主編『公安政治理論』（中国人民公安大学出版社、2000年）199頁。

(9) 前掲注（7）1450頁。

(10) 同上。

(11) 『中国法入門』89頁。

(12) 董和平・韓大元・李樹忠『憲法学』（法律出版社、2000年）207頁。

より組織され、人民に対して責任を負い、その監督を受ける」(3条2項)。そして、「国家行政機関、裁判機関、検察機関は、いずれも人民代表大会により組織され、それに対して責任を負い、その監督を受ける」(同条3項)。また、中央と地方の関係については、「中央と地方の国家機構の職権の区分は、中央の統一的指導の下における地方の自主性、積極性を十分に発揮させる原則に従う」(同条4項)とされる。

ところで、上の引用文では、人大は国家行政機関、裁判機関、検察機関と「共同で国家政治権力を行使する」とされている。しかして、その中身については、「他の国家機関の権限は、全国人大が国家権能の分業の実際のニーズに基づき、憲法および法律の形式で授与したものであり、性質上、国家権力を管掌しているのではなく、国家権力を執行している」<sup>(13)</sup>とされている。つまり、「共同で行使する」といっても、それは人大が分業の必要性に応じてそれぞれに授与した権限を行使しているにすぎず、行政機関、裁判機関および検察機関は、人大の執行機関にすぎない。郭道暉による「国の政治システムにおいて、あらゆる権力は人民代表大会に集中し、司法権の原権(ないしは比喩的に「所有権」—原文)も人民代表大会に帰属(する)」<sup>(14)</sup>という指摘は、こうした人大制の理解の助けとなろう。人大制は、この点で三権分立とは原理的に異なる。このことは司法も例外ではなく、人大制の下においては、司法権の独立は「原理論的にも制度的にもあり得ないと観念される」<sup>(15)</sup>。

とはいえ憲法上、「裁判の独立」なるものが認められてきた。1954年9月20日採択・施行の憲法(以下、「54年憲法」と呼ぶ)78条は「人民裁判所は独立して裁判を行い、法律にのみ従う」と(54年裁判所法4条、79年裁判所法4条も同じ)、また現行憲法126条は「人民裁判所は法律規定に照らして独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体および個人の干渉を受けない」と定める(現行裁判所法4条も同じ。なお、1975年1月17日と1978年3月5日に改正された憲法は、ともに「裁判の独立」

(13) 同上463~464頁。

(14) 郭道暉「実行司法独立与遏制司法腐敗」法律科学1999年1期7頁。

(15) 木間正道「中国の裁判制度と『裁判の独立』原則——法学論争からみたその特徴と問題点」法律論叢72巻1号(1997年)4頁。

を規定しなかった)。裁判権を独立して行使する主体は人民裁判所であり、いわゆる「裁判の独立」の実質は「人民裁判所の独立」である<sup>(16)</sup>。その意味は、「より具体的には個々の人民法院（裁判所）単位の独立を指しており、わが国のような三権分立制度のもとでの裁判機関の独立を指すものではない。また一方で、ソ連におけるような『裁判員の独立』を規定するものとも異なり、民主集中制の原則に基づく集団指導体制のもとで、裁判員個々の独立は否定されている」<sup>(17)</sup>（カッコ内は原文）ということである。つまり、個々の裁判所は対外的には独立しているが、その内部においては、「民主集中制の原則に基づく集団指導体制」が採られているという建前である。そして、「集団指導体制」の具体的制度は、後述（1.3、6.2参照）する裁判委員会討議制および所長審査制である。

なお、この「人民裁判所の独立」を実質的内容とする「裁判の独立」と「党の指導」は、一見すると緊張関係にあるように思われる。しかし中国においては、裁判所が独立して裁判を行うためには党の指導による保証が不可欠である<sup>(18)</sup>、という一見奇妙なロジックに基づき、両者は整合的なものとして説明されている<sup>(19)</sup>。

### 1.1.3 国家機関の構成

本項では前項で見た人大制に基づき、刑事司法の担い手となる国家機関がどのように構成されているのかを概観する。以下では、まず行政区画およびクラス（級）を説明する（Ⅰ）。次に、各級人大を軸として、これと他の国家機関の関係を見る（Ⅱ）。最後に、同一系統の国家機関内における相互関係を見る（Ⅲ）。

---

<sup>(16)</sup> 同上2頁。

<sup>(17)</sup> 田中信行「中国における裁判の独立と党の指導—1954年～1981年—」季刊中国研究5号（1986年）49～50頁。

<sup>(18)</sup> 例えば、「全国政法工作会議紀要（節録）」（1982年8月12日）『司法手冊（2）』295頁。

<sup>(19)</sup> 現在の共産党支配体制の下では、党の庇護を受けることにより、外部からの干渉からは独立できる、ということである。しかしたとえそうであったとしても、「干渉が直接党委員会から来たとき……はどうするのか？」という問題が残る（曲新久『刑事政策的権力分析』（中国政法大学出版社、2002年）176頁）。



県クラス市、県（旗<sup>(21)</sup>）、自治県（自治旗）、④郷クラス（鎮、郷、民族郷）の4クラスに分ける（省—地—県—郷<sup>(22)</sup>）。地方各級人大のクラスもこれと同様に、省クラス人大、地クラス人大<sup>(23)</sup>、県クラス人大、郷クラス人大の4クラスがある<sup>(24)</sup>。

ただし、全ての地方の各級人大がこの4クラスで構成されているわけではなく、地クラスの「地区」、「盟」（内モンゴル自治区にのみ存在する）には上級政府の派出機構が置かれるだけで、人大は設置されない（地方各級人民代表大会および地方各級人民政府組織法（1979年7月1日採択、1982年12月10日改正、1986年12月2日改正、1995年2月28日改正、2004

---

(21) 「旗」および「自治旗」は、内モンゴル自治区にのみ設置されており、それぞれ県および自治県に相当する。

(22) ①『法律年鑑（2003）』1345～1349頁。このほか、②崔乃夫主編『中国民政詞典』（上海辭書出版社、1990年）70頁、③何国強『当代中国地方政府』（広東高等教育出版社、1994年）58頁参照。なお、民政部は「行政区画の最高部門」といわれている（劉君徳主編『中国行政区劃の理論与实践』（華東師範大学出版社、1996年）90頁（同執筆））。

(23) 「区を置く市・自治州人大」[設区的市、自治州人民代表大会]、「区を置く市クラス」[設区的市級]と表記されることもあるが、本稿では「地クラス人大」と呼ぶ。

(24) 蔡定劍『中国人民代表大会制度（第4版）』（法律出版社、2003年）216頁。なお、これまで、日本における中国法の代表的な概説書は、地方人大を省—県—郷の3クラスと説明してきた（『中国法入門』93、95頁、『現代中国法入門』72～73、75頁、『現代中国法』57頁）。これは、地クラス行政区画が原則として地区（盟）であり、これらは人大が設置される行政区画ではないため（憲法95条）、事実上、地クラス人大が例外的存在になっていると考えたからだと思う。しかし、1983年から全国的に市に県を管轄させる改革〔市管県〕が展開され（劉君徳・前掲注（22）374～376頁（劉君徳・靳潤成執筆））、「地区の（地クラス）市への改編」[地改市]などを通じて、地クラス市が大幅に増加した。1986年段階において、地クラス市および自治州は197単位あり、地クラス行政区画の6割余りを占めるようになった（『法律年鑑（1987）』504頁参照）。2003年末現在においては、地クラス市および自治州は312単位に増え、地クラス行政区画全体の93.7%を占めるに至った（『法律年鑑（2004）』1079頁参照）。現状では、ほとんどの地クラス行政区画に人大が設置されていることになる。そのため、本稿では地方人大を省—地—県—郷の4クラスで説明する。

年10月27日改正) 68条。以下、「地方組織法」と略す。なお、県・自治県と郷クラスとの間に位する「県轄区」、区を置かない市・市轄区の下に置かれる「街道」にも上級政府の派出機構が置かれる)。この場合、省クラス人大の下の人々は県クラス人大となる。また、直轄市には地クラスに相当する行政区画が存在しない<sup>(25)</sup>。なお、全体としては、「地方行政区画体系は……3クラス制(省―県―郷)および4クラス制(省―地―県―郷)を主とする併存制である」<sup>(26)</sup>とされている。以上のことをまとめたものが図1-1である。

## II 人大と他の国家機関の関係

IIおよびIIIでは図1-2を参照しながら論を進めていく。

先述のように人大には、最高国家権力機関である全国人大、および地方国家権力機関である地方各級人大(4クラス)がある。全国人大および県クラス以上の人大は、常設機関である常務委員会を設置する(憲法57条後段、96条2項)(以下、常務委員会を「常委会」と略す)。なお、各級人大間に指導関係は存在しない<sup>(27)</sup>。

人大は「国家行政機関、裁判機関、検察機関」を組織する(3条3項)。具体的には以下のとおりである。

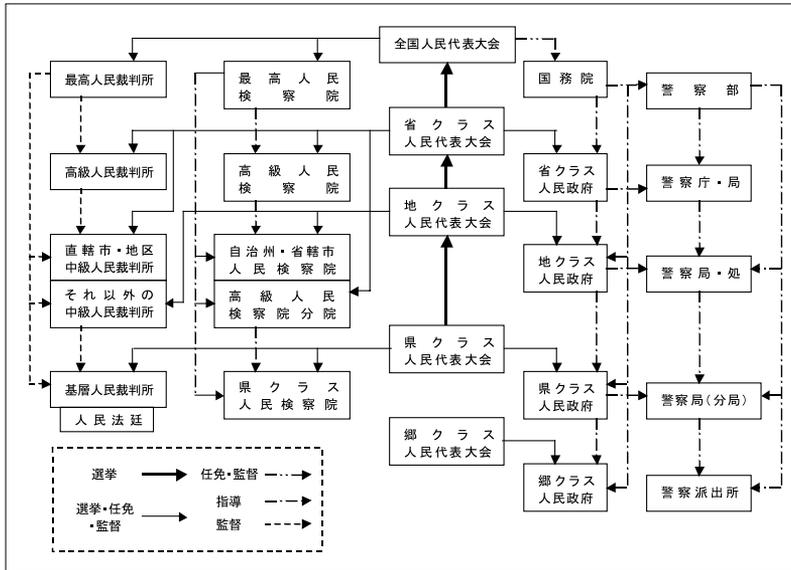
国家行政機関とは「人民政府」のことである(85条、105条1項)。全国人大は中央人民政府である國務院を、地方各級人大は同級人民政府を組織する。國務院総理については全国人大が決定・罷免し(62条5号、63条2号)、それ以外の地方各級人民政府の首長については、同級人大が選挙・罷免する(101条1項)。

<sup>(25)</sup> 直轄市の市轄区について、前掲注(22)の①は県クラスとし、②および③は地クラスとする。憲法は直轄市の市轄区と区を置く市の市轄区を区別していないようである。本稿ではさしあたり、前者に拠った。

<sup>(26)</sup> 『法律年鑑(1987)』499頁。なお、劉君徳・前掲注(22)139頁(劉君徳・周克瑜執筆)は、前者を「[虚]4クラス制」と、後者を「[実]4クラス制」と呼ぶ。ここで[虚]とは、地クラスに政権実体(人大)がないことを意味する。[実]はその逆である。

<sup>(27)</sup> 蔡定劍・前掲注(24)250~251頁。

図1-2 中国国家機構図



裁判機関とは、「人民裁判所」[人民法院] のことである (123条)。中国の裁判手続は4級2審终审制を採っており、これに対応して裁判所も4クラスある (専門裁判所については後述Ⅲ(2)参照)。すなわち、①最高人民裁判所、②高級人民裁判所、③中級人民裁判所、④基層人民裁判所である (以下、それぞれ「最高裁」、「高裁」、「中裁」、「基層裁」と略す)。なお、人民法廷 [人民法庭] と呼ばれるものもあるが、これは基層裁の分廷である。

各級裁判所長は、原則として同級人大が選挙・罷免する (62条7号、63条4号、101条2項前段、裁判所法35条3項)。ただし、直轄市内および地区に応じて設置された中裁所長については、裁判所所在地の省クラス人大が選挙・罷免する (裁判所法35条2項)。

検察機関とは、「人民検察院」のことであり、中国において検察は「国家の法律監督機関」と位置づけられている (憲法129条)。検察には次の4クラスがある。すなわち、①最高人民検察院、②省クラス人民検察院、③省クラス人民検察院分院ならびに自治州および省轄市人民検察院、④県クラス人民検察院である (人民検察院組織法 (1979年7月1日採択・

1980年1月1日施行、1983年9月2日改正・施行)2条2項各号。以下、「検察院法」と略す。また、①、②をそれぞれ「最高検」、「高検」と略す)。各級検察院の検察長は、それぞれ同級人大が選挙・罷免する(憲法62条8号、63条5号、101条2項前段、検察院法23条1項)。高検分院検察長については分院所在地の省クラス人大が選挙・罷免する(検察院法22条1項)。なお、地方各級検察院の検察長を任命するにあたっては、1級上の検察長に報告し、これが当該クラスの人常委に承認を求め、とされている(憲法101条2項後段)。

以上の政府、裁判所[法院]、検察院(中国では[一府両院]と総称されている)は、人大により組織されるとともに、自らを組織した人大に対して「責任を負い、その監督を受ける」(憲法3条3項)。なお、法の建前としては、一府両院間には指導ないし監督の関係はない。

### Ⅲ 国家機関内部における相互関係

ここでは同一系統内の国家機関間の関係を見る。以下では、(1)政府(警察、国家安全機関、[司法行政]機関も合わせて)、(2)裁判所、(3)検察の順で見えていく(ここで見るこうした同一系統の縦のラインは[条条]と、また一地方における人大を頂点とする同級国家機関のつながりは[塊塊]と呼ばれている。以下、それぞれ「縦ライン」、「地方ブロック」と呼ぶ)。

#### (1) 政府

憲法上、最高国家行政機関である国務院は、地方各級政府を統一的に指導し(憲法89条4号)、県クラス以上の政府は下級政府の活動を指導する(108条)とされている。つまり、地方各級政府は、同級人大の監督を受けるほか、上級政府の指導を受け、さらに国務院の統一的指導をも受けることになる。県クラス以上の地方各級政府は、政府首長、副首長、事務長[秘書長]および業務部門の首長からなる(地方組織法56条1、2項。以下、「政府」とはこの意味で用いる)。

各級政府に設置される業務部門の中で刑事司法の主な担い手となるのは、①警察、②国家安全機関、③[司法行政]機関である。以下、それぞれの任務、組織編成および指導システムを順に見ていく。ただし、組織編成(名称が異なることもある)および指導システムについては、全

ての業務部門について共通するものであるため、警察についてのみ説明し、国家安全機関および[司法行政] 機関については省略する。

### ① 警察

警察<sup>(28)</sup>の権限は日本のそれよりも広く、消防、戸籍[戸口]管理、出入国管理なども担う。犯罪の捜査は原則として警察が担う(後述1.3.1 I(1)参照)。

その組織編成は以下のとおりである。中央には国務院の業務部門として警察部([部]は日本の省に相当する)が置かれる。地方は3クラスに分かれる。まず、省クラスにおいては省および自治区に警察庁が、直轄市には警察局が置かれる。次に、省轄市および自治州には警察局が、地区には警察処が置かれる。最後に、県クラスには県、市および旗に警察局が、市轄区には警察分局が置かれる。なお、県クラス警察機関の派出機構である警察派出所および警察特派員もある<sup>(29)</sup>。

各級警察は、同級政府の指導を受けるとともに、上級警察の指導も受ける。また、警察部は全国の警察を指導する(地方組織法66条)。北京市海淀区警察分局(北京市は直轄市であり、海淀区は市轄区である)を例にすると以下ようになる。同警察分局は、同級人民政府である北京市海淀区人民政府および上級機関である北京市警察局的指導を受けるとともに、中央の警察部の指導も受ける、と。

また、警察に所属する組織として[中国人民武装警察部隊](1982年発足<sup>(30)</sup>) (以下、「武警部隊」と、また武装警察官を「武警」と略す)

---

<sup>(28)</sup> 「警察」の原語は[公安]である。その役割は日本の警察に相当し、また「公安」という単語は誤解を招きやすいため、本稿では「警察」と訳す。ただし、人民警察法(全国人大常委会1995年2月28日採択・施行)2条後段によると、「人民警察官[人民警察]は[公安]機関、国家安全機関、監獄、労働矯正管理機関の人民警察官と人民裁判所、人民検察院の司法警察官を含む」とされており、[公安]以外の国家機関にも「警察官」と呼ばれる人員が配置されている点に留意されたい。

<sup>(29)</sup> 中国警察法学会編『中国警察法学』(群衆出版社、2002年)174～176頁参照。なお、高文英・嚴明主編『警察法学教程』(警官教育出版社、1999年)106～107頁は、地区の警察も[公安処]とする。

<sup>(30)</sup> 『当代公安工作』364頁。孟憲嘉・江礼華主編『警察学』(重慶出版社、1990

があり、中央には武警総部が、省クラスには武警総隊が、地クラスには武警支隊が、県クラスには武警大（中）隊が置かれる<sup>(31)</sup>。その主な任務は、重要施設、看守所・監獄・労働矯正施設の警護、国境検査、消防などであり、緊急時には反乱鎮圧などの任務も担う<sup>(32)</sup>。

武警総部は警察部および中央軍事委員会の指導を受ける。武警部隊は武装力と位置づけられているため、「全国の武装力を指導する」（憲法93条1項）中央軍事委員会の指導も受けるとされているのである。また、各級武警部隊は日常業務について同級警察の指導を受けるとともに、上級武警部隊の指導も受ける<sup>(33)</sup>。

## ② 国家安全機関

国家安全機関の頂点に立つ国家安全部は、1983年7月1日に設置された。全国人大常委「国家安全機関が警察機関の捜査、拘留、[預審]および勾留執行の職権を行使することに関する決定」（1983年9月2日採択）によると、国家安全機関の任務は、「従来警察機関が所掌していたスパイ・特務事件の捜査業務」であり、「国家安全機関は、憲法および法律が定める警察機関の捜査、拘留、[預審]および勾留執行の職権を行使することができる」（[預審]については1.3.1 I(3)参照）。

## ③ 司法行政機関

司法部をトップとする[司法行政]機関においては、末端組織として、県、自治県の郷、鎮に司法助理員が配置される<sup>(34)</sup>。その権限はかなり多岐にわたり、刑事司法と関連のあるものとしては、(i) 労働改造業務、(ii) 労働矯正業務、(iii) 弁護士活動、(iv) 法制宣伝教育活動、(v) 人民調停業務などの指導および管理がある<sup>(35)</sup>。

---

年）70頁によると、その発足は、中共中央が承認・転達した「人民武警の管理システムに関する伺」[有關人民武警管理体制的請示報告]による（筆者未見）。

(31) このほか、武警部隊には水力電力、交通、黄金、森林などの専門部隊もある。

(32) 高文英等・前掲注(29) 108～109頁。

(33) 孟憲嘉等・前掲注(30) 73頁。

(34) 吳磊主編『中国司法制度（第2版）』（中国人民大学出版社、1997年）85頁参照。

(35) 『法律年鑑（1987）』20～28頁参照。なお、(i) と (ii) については、1983年4月の党中央の決定を受けて、警察部から司法部に移管された（《当代中国》

なお、79年裁判所法においては「各級人民裁判所の司法行政事務は司法行政機関が管理する」(17条3項)と規定され、判事補の任免や各級裁判所の設置・定員などの司法行政もその所掌事務とされていた(37条1項、42条)。ところが、これらの司法行政事務は、1982年8月20日をもって、最高裁、地方各級裁判所および専門裁判所に移管された<sup>(36)</sup>。日本のように、司法行政を「司法機関である裁判所の人的物的施設を設営管理していく作用」<sup>(37)</sup>と解せば、当該官庁はもはや「司法行政機関」とは呼べないが、中国では上述の事務をも「司法行政事務」とするため<sup>(38)</sup>、今日においても「司法行政機関」と呼ばれている。日本の司法行政概念とは異なるが、本稿もこれに従う。

## (2) 裁判所

裁判所は最高裁を頂点として、その下に、地方各級裁判所および専門裁判所が置かれる。

最高裁は最高裁判機関として、下級裁判所の裁判業務を監督し、上級裁判所は下級裁判所の裁判業務を監督する(憲法127条2項)。先述(Ⅱ参照)のように、地方各級裁判所は同級人大の監督も受けるため、地方

---

叢書編集部編『当代中国的司法行政工作』(当代中国出版社、1995年)65～66頁)。

<sup>(36)</sup> 『当代審判工作(下)』639頁。その後、1983年の裁判所法改正により、以上の規定が削除され、判事補の任命は各級裁判所の権限とされた(同法37条1項)。

<sup>(37)</sup> 兼子一・竹下守夫『裁判法(第4版補訂)』(有斐閣、2002年)126頁。

<sup>(38)</sup> その理由としては、次の説明から読み取れるように、中国の「司法」概念が日本のそれよりも広いことを挙げることができる。すなわち、「司法とは、国家司法機関および司法組織が行う訴訟事件および非訟事件のプロセスにおける法律執行活動を指す。ここでいう司法機関とは、捜査、検察、裁判、執行の責任を負う警察機関(国家安全機関を含む)、検察機関、裁判機関、監獄機関を指す。ここでいう司法組織とは、弁護士、公証、仲裁組織を指す。後者は司法機関ではないが、司法システムに不可欠のセクションないし環節であり、司法の分業により誕生した司法分野の組織である。いわゆる司法制度とは、司法機関その他の司法的組織の性質、任務、組織体系、組織と活動の原則および業務制度などの面の規範の総称である」(カッコ内は原文)という説明である(章武生・左衛民主編『中国司法制度導論』(法律出版社、1994年)2頁)。

各級裁判所は、最高裁および上級裁判所の監督を受け、また同級人大の監督をも受けることになる。専門裁判所には軍事裁判所、海事裁判所、鉄道運輸裁判所などがある。

### (3) 検察

検察組織は最高検を頂点として、その下に、地方各級検察院および専門検察院が置かれる。

最高検は最高検察機関として、下級検察院の業務を指導し、上級検察院は下級検察院の業務を指導する（132条2項）。先述（Ⅱ参照）のように、地方各級検察院は同級人大の監督を受けるため、地方各級検察院は、最高検および上級検察院の指導を受け、また同級人大の監督を受けることになる。専門検察院には軍事検察院、鉄道運輸検察院などがある。

#### 1.1.4 大衆的自治組織

以上の国家機関のほか、都市部においては居民委員会が、農村においては村民委員会が設置される。憲法111条1項1段は、これらを「末端の大衆的自治組織」と性格づける。そして、同条2項は、居民委員会および村民委員会の下に、人民調停〔調解〕委員会、治安防衛委員会（以下、「治防委」と略す）などの委員会を設置すると定める。

これら大衆的自治組織に関する憲法規定は本条のみであり、詳細については下位法規に委ねられている。以下では、その中でもとりわけ刑事司法と密接な関係のある治防委がどのようなものであるのかを見る。

治防委の任務・権限などその制度的枠組みを定める現行法は、1952年6月27日に政務院（当時の中央政府）が承認し、同年8月11日に警察部が発布した治安防衛委員会暫定組織条例（1980年1月19日再発布）である。

本条例2条は、「治安防衛委員会は大衆的治安防衛組織であり、基層政府および公安防衛機関の指導の下で活動の責を負う」とする。その任務については、政府・警察と大衆の橋渡し役として、大衆を組織・指導し、政府・警察による①反革命などの犯罪防止の宣伝・教育、②反革命分子に対する監督・〔管制〕、③反革命分子の家族に対する教育および思想改造への協力、および④スパイ防止〔防奸〕を目的とする愛国公約

を締結させるとともに、それを真摯に遵守するよう大衆を動員すること、とされている（5条）。

その職責（権限）としては以下の4点が6条1号から4号にかけて規定されている。①「[現行]<sup>(39)</sup>の反革命分子および指名手配中の犯罪者を捕まえて政府または警察機関に連行する責を負う。ただし、取調べ、拘禁および処理の権限は有さない。②非[現行]の反革命分子に対して、調査、監視、告発および報告の責を負う。ただし、勾留、押収、捜査および取締りの権限は有さない。③社会治安（の維持）および管制（執行）活動において、革命秩序を維持するよう大衆を教育し、管制に付された者の労働生産を監督し、その勝手気ままな言動を抑え、かつ、警察機関にその態度・状況を速やかに報告する責を負う。ただし、拘留、処罰、駆逐の権限は有さない。④反革命的破壊が行われた場所について、警察人員による秩序維持に協力し、現場を保護し、もって警察機関の現場検証の便を図るが、ただし、現場を変更し、または処理してはならない」（丸数字は号数を示すために筆者が付け加えた）。

このように、治防委は大衆的自治組織と性格づけられているが、これが我々のイメージする自治組織とは異なるものであることは明らかであろう。すなわち、『『自治組織』とはいっても、実質は末端行政機関の出先に近い役割を担っているとみたほうがよい』<sup>(40)</sup>。

なお、治防委の下で実際に上記活動を行う[治保人員]（[治安員]とも呼ばれる）と紛らわしい概念として、[治安積極分子]がある。これは[治保人員]とは区別されており<sup>(41)</sup>、治防委に属さないが、治安維持・防犯活動に積極的に協力する大衆のことである（以下、「防犯協力者」

<sup>(39)</sup> 中国法の[現行(犯)]には2つの意味がある。ひとつは、日本刑事訴訟法213条所定の「現行犯人」の意味である。もうひとつは、「近い過去に犯罪を行なった犯罪者を指し、歴史犯に相対するもの」（趙秉志・李奇路「江華同志刑法思想研究」中南政法学院学報1992年4期15頁）の意で用いられる。ここでは後者の意味である。

<sup>(40)</sup> 『現代中国法入門』83頁。

<sup>(41)</sup> 例えば、宋占生・王智民等主編『新世紀版 中国公安大百科全書（上巻）』（吉林人民出版社、2000年）12頁（[治安聯防]の項目）では、[治防人員]と[治安積極分子]が「治安の共同防衛」[治安聯防]を形成するとされている。

と呼ぶ)。

また、厳打に深く関わった大衆的組織としては、治防委以外にも「聯防隊」および「民兵」<sup>(42)</sup>と呼ばれるものがある。前者は、「大衆の自発的な自治自衛組織であり、警察派出所や郷の人民警察により組織、指導され、治安防衛活動に従事する大衆的地域治安共同防衛組織である」<sup>(43)</sup>。また後者は、「中国共産党指導下の兼業の大衆的武装組織であり、国の武装力の構成要素である」<sup>(44)</sup>とされている。

## 1.2 制裁制度

本節では、中国の制裁制度を法規定に則して概観する。以下ではまず、最も重い国家的制裁である刑罰を概観する(1.2.1)。次に、刑罰にも匹敵しうる処分内容を持つ労働矯正を(1.2.2)、最後に制裁としては最も軽い部類に入る治安管理处罰を見る(1.2.3)。

### 1.2.1 刑罰制度

現行刑法が定める刑罰制度は、ほぼ旧刑法のそれを踏襲している。そこで本項では、旧法における刑罰制度を概観しつつ、刑法典改正(1997年)による変更点があるときは、そのつどそれを指摘することとする(以下、本項におけるカッコ内の条文は、特に注記がない限り、旧法のそれを指す)。

旧法は刑罰を主刑と付加刑に分ける(27条)。なお、中国では付加刑は「独立して適用することができる」(29条2項)とされている。この点「主刑を言い渡すときだけ科しうる刑罰」<sup>(45)</sup>を付加刑とする日本とは異なる。

主刑には、管制、拘役、有期徒刑、無期徒刑、死刑がある(28条各号)。

<sup>(42)</sup> 民兵は「大衆的自治組織」とは性格づけられていないが、行論の都合上、ここでまとめて紹介しておく。

<sup>(43)</sup> 趙平・張進社主編『簡明治安管理基礎教材』(人民交通出版社、2001年)238頁。

<sup>(44)</sup> 韓杯智主編『当代中国民兵』(中国社会科学出版社、1988年)1頁。

<sup>(45)</sup> 大谷實『刑法講義総論(追補版)』(成文堂2005年)532頁。

主刑の軽重は、この順序による。付加刑には、罰金、政治的権利の剥奪、財産没収がある(29条1項各号)。また、外国人に対する国外追放(30条)も定められている<sup>(46)</sup>。

以下では、旧法制定直後の代表的教科書である『試用教材刑法学』<sup>(47)</sup>を参照しながら、主刑の内容を順に概観した後、刑罰の加重減軽を意味する[従重]、[加重]、[従軽]、[減輕]を説明する。

## I 主刑

① 管制とは、「犯罪者を拘禁せずに、警察機関の管理および大衆の監督の下で労働改造を行う」<sup>(48)</sup>刑罰である。その刑期は、3ヶ月以上2年以下である(33条1項)。その特徴としては、受刑者の身柄は拘束されず、しかも、労働に際しては、「同じ業務には同じ報酬」[同工同酬]が保障されており(34条2項)、受刑者がそれまでと同様の社会生活を営むことが可能な点を挙げられる。ただし、転居や外出に際しては監督機関の許可が必要である(34条3号)など一定の自由が剥奪される。内容的には日本の保護観察に近い。

② 拘役とは、15日以上6ヶ月以下の期間、「犯罪者所在地の県、市、または市轄区の警察機関が設置する拘役所」<sup>(49)</sup>で受刑者の身柄を拘束し、「労働改造を強制的に行う刑罰」<sup>(50)</sup>である。管制と比べて期間は短い。拘役は紛れもなく自由刑である。

③ 有期懲役および無期懲役は、ともに受刑者の身柄を拘束した上で、

---

<sup>(46)</sup> このほか、経済的損害の賠償(31条)および刑の免除(32条)の規定もあるが、これらは[非刑罰的処理方法]とされ、刑罰とは位置づけられていない。なお、刑の免除を定める32条は、その場合の処分をも定める(「犯罪の情状が軽微で刑罰を科す必要のないときは、刑事処分を免除することができるが、ただし、事件の異なる状況に応じて、訓戒または悔い改めの誓約書[具結悔過]の提出、謝罪、損害賠償を命じ、または主管部門が懲戒処分を科す」)。

<sup>(47)</sup> 本書は、80年代以降、中国刑法学界を引っ張ってきた高銘暄、王作富、馬克昌などが執筆陣を担っている。

<sup>(48)</sup> 『試用教材刑法学』222頁。

<sup>(49)</sup> 同上227頁。

<sup>(50)</sup> 同上225頁。

「労働改造を強制的に実施する」<sup>(51)</sup> 刑罰である。日本法の禁固刑に相当する刑罰は存在せず、ひとしく労働が強制される。有期懲役の下限は6ヶ月、上限は15年であり、併合罪〔数罪併罰〕加重の場合の上限は20年である。懲役刑の執行場所は、「監獄その他の労働改造施設」(41条)である(以下、引用する場合を除き、まとめて「監獄」と呼ぶ)。

④ 死刑には「即時執行死刑」〔死刑立即執行〕と「執行延期2年付死刑」<sup>(52)</sup>〔死刑緩期二年執行〕がある(以下、「死刑」と表記した場合は、特に注記がない限り「即時執行死刑」を意味するものとする。また、後者を「死緩」と呼ぶ)。ただし、死緩については、それ自体が独立した一種の刑罰ではなく、死刑の執行制度のひとつにすぎないとされている<sup>(53)</sup>。

死刑適用の対象となる行為については、「罪質が極悪な〔罪大悪極〕犯罪者にのみ適用する」(43条1項前段)と定められている。死緩については、「死刑に処すべき犯罪者が、直ちに執行しなければならないわけではないときは、死刑を言い渡すと同時に、その執行を2年間延期する旨を宣告し、労働改造を実施し、その後の態度を観察することができる」(同項後段)とされている。死刑の執行延期中に、確かに改悛したと認められたときには、期間満了後無期懲役に減刑され、さらに功績があったときには期間満了後15年以上20年以下の有期懲役に減刑される。逆に、改造を拒み情状が悪質であるときは、最高裁の裁定または許可により死刑が執行される(46条)。なお、現行法においては、旧法の「改造を拒み情状が悪質であるとき」の認定が困難であるとの理由から、執行延期中に「故意犯罪を行い、調査により事実であることが確かめられ

<sup>(51)</sup> 同上228、230頁。

<sup>(52)</sup> 〔緩期〕は「執行猶予」と訳されることが多い。しかし、日本刑法でいう「執行猶予」に相当するのは〔緩刑〕であり、両者は「異なる二個の法概念である。執行猶予は、一定の猶予期間を無事に経過するときは、刑の言渡しはなかったものとする、つまり刑罰権を消滅せしめる、という制度であるのに対して、執行延期は、刑の執行の時期をおくらせるというだけのことで、刑の言渡しそのものをなかったことにしてしまうものではない」(浅井敦『執行延期付き死刑』について)法律のひろば34巻4号(1981年)69頁)。したがって、本稿ではこれを「執行延期」と訳す。

<sup>(53)</sup> 『試用教材刑法学』237頁。

たときには、最高人民法院所の許可により死刑を執行する」と改正されている（現行法50条3段）。

また、「犯罪時に18歳未満の者および裁判時に懐胎している婦女には死刑を適用しない。満16歳以上18歳未満の者で、その犯行が特に由々しいときには、執行延期2年付死刑に処することができる」（44条）。本条前段の「死刑を適用しない」とは、学説上、「死刑に処さないことを指し、満18歳になってから、または分娩してから死刑を執行することを指すものではない」<sup>(54)</sup>とされている。なお、現行法には旧法44条後段に相当する規定はなく、18歳未満に死刑を科すことはできなくなった（現行法49条）。

死刑判決・裁定は、「最高人民法院所に報告して許可を得なければならぬ」（43条2項前段）。死緩については、「高級人民裁判所が判決を下し、またはこれを許可することができる」（同項後段）。中国ではこれを「死刑復核程序」と呼んでいる（以下、「死刑再審査手続」と訳す）。

## II 加重減輕

まず、刑罰を重くする方向で作用するものとしては、「重きに従う」〔従重〕と加重がある。前者は、法定刑の枠内において、いわゆる量刑相場よりも重く処罰することを意味する（58条）。後者については旧法に規定がなく、全国人大常委「脱走または再犯した労働改造犯および労働矯正被処分者の処理に関する決定」（1981年6月10日採択、同年7月10日施行）（以下、「両労の決定」と呼ぶ）により創設された制度であるが、ここでまとめて説明しておく（刑法典改正により廃止）。加重とは「罪を一等加える」ことであり、加重前の法定刑の上限に一等加えた刑を加重後の上限とし、加重前の法定刑の上限を加重後の下限として量刑することを指す<sup>(55)</sup>。例えば、法定刑の長期が懲役10年の場合は、10年以上15年以下の有期懲役の間で量刑し、法定刑の長期が無期懲役の場合は、無期懲役と死刑（死緩を含む）の間で量刑する、という具合である<sup>(56)</sup>。

<sup>(54)</sup> 同上235頁。

<sup>(55)</sup> 陳興良『刑法適用総論（下）』（法律出版社、1999年）308頁。

<sup>(56)</sup> 王漢斌「關於加強法律解釋工作等三個決定（草案）的說明（節録）」『刑法立法資料（上）』570～571頁。全国人大常委法制工作委员会刑法室『論（中

次に、刑罰を軽くする方向で作用するものとしては、「軽きに從う」〔從輕〕と減軽がある。前者は、「重きに從う」とは反対に、法定刑の枠内において量刑相場よりも軽く処罰することを意味する(58条)。後者は、法定刑以下で処罰することを指す(59条)。この点、日本刑法の「減軽」とは異なるため、留意されたい。

### 1.2.2 労働矯正

本項では法規定に則して、70年代末時点における労働矯正制度を素描する<sup>(57)</sup>。ここで70年代末時点に限定するのは、それ以降の犯罪対策に合わせて労働矯正制度が修正されており、本稿の問題意識からは、それらについてはその時々々の犯罪対策のコンテキストから読み解くべきと考えるからである。

当時の労働矯正を規律する法令としては、1957年8月1日に全国人大常委会が承認した国務院「労働矯正の問題に関する決定」、1979年11月29日に全国人大常委会が承認した国務院「労働矯正に関する補充規定」、1980年2月29日に国務院が下達した「強制労働と収容審査の両処分を労働矯正に統一することに関する通知」がある(以下、前2者をそれぞれ「57年決定」、「79年補充規定」と略す<sup>(58)</sup>)。なお、57年決定および79年補充規定は、文革後の混乱の中、両法令が有効であることを示すため、1980年2月26日に再発布された。

57年決定は、制定文において本決定の二大目的を定める。すなわち、「中華人民共和国憲法100条規定に基づき、労働能力を有しながらぶらぶらと遊び回り、法律・規律に違反し、生業に励まない者を、自活する人間に改造するため、またより公共の秩序を維持し、社会主義建設に役立て

---

華人民共和国刑法』的補充修改』(法律出版社、1992年)14頁によると、本説明は1981年6月5日に行われた。

<sup>(57)</sup> 労働矯正制度を概観する日本の先行研究として、田中信行「労働矯正の強化と人権の危機」中国研究月報424号(1983年)1頁以下、但見亮「中国の労働教養制度」早稲田大学大学院法研論集102号(2002年)111頁以下がある。以下の記述は主に両者に拠っている。

<sup>(58)</sup> 57年決定、79年補充規定および80年の国務院通知の邦訳については、中国研究月報1983年6号18～20頁(田中信行訳)を参照した。

るため」<sup>(59)</sup>、と。

本決定が定める労働矯正の対象行為も、この二大目的に沿っている。すなわち、①生業に励まず、無頼行為を行い、または刑事的に責任を追究しない詐欺、窃盗などの行為を行い、治安管理法規に違反して何度論しても改めない者、②犯罪行為が軽微であるため、刑事的に責任を追究しない反革命分子または反社会主義的反動分子で、機関、団体、企業、学校などの所属先〔単位〕の除名処分を受け、生活の術がない者、③機関、団体、企業、学校などの所属先において、労働能力を有しながら、長期にわたり労働を拒絶し、または規律を破り、もしくは公共の秩序を妨害し、除名処分を受け、生活の術がない者、④仕事の配分または就職もしくは転職の配置に従わず、または生産労働に従事するにあたり指示を受け入れず、絶えず理由なく騒ぎを起こして公務を妨害し、何度論しても改めない者、と（1条各号）。

本決定は労働矯正を、「労働矯正に付された者に対して強制的な教育改造を行う処分であり、また彼らに対する生活・就業手配〔安置就業〕の方法でもある」（2条1項）と性格づける。このように、70年代末時点における労働矯正は、規定上、刑事処分に至らない者に対する制裁のみならず、生活の術がない者に対する更正支援という性格をも有していたのである<sup>(60)</sup>。

次は、その対象となる人的・地域的範囲である。これについて57年決定は何も語らない。79年補充規定2条前段は、「大・中都市における労働矯正が必要な者」とした。学説上、この「大・中都市における」についての理解は分かれている。一方は、「人」に着目して、「大・中都市に居住する者」とする<sup>(61)</sup>。他方は、「地域」に着目して、「大・中都市に

<sup>(59)</sup> ここでいう憲法は54年憲法である。

<sup>(60)</sup> 実態としては、反右派闘争などの政治運動で当局にとって便利なツールとして多用されたようである。実際、1957年末の収容者が3万7000人ならずであったのが、1960年末には約50万人にまで達したという（郭建安等「中国労働教養制度的歴史考察」犯罪与改造研究2003年8期9頁。筆者未見。本稿における引用は但見亮「中国の行政拘禁制度改革—労働教養制度改廃の議論に関連して—」比較法学38巻1号（2004年）100頁による）。

<sup>(61)</sup> 陳瑞華「労働教養的歴史考察与反思」儲槐植・陳興良・張紹彦主編『理性

において労働矯正の対象となる行為を行った者」とする<sup>(62)</sup>。

そしてその処分内容は、労働矯正施設における人身の自由の剥奪である<sup>(63)</sup>。57年決定は、拘束期間について規定しておらず、法令として処分期間について初めて規定を設けたのは、79年補充規定であった<sup>(64)</sup>。本補充規定3条は、「労働矯正の期間は1年ないし3年とする。必要なときは1年延長することができる」と定める。ここでは最長で4年間という制約が明記されている。

処分決定の手続について、57年決定は何も語らない。79年補充規定1条は、「省、自治区および直轄市ならびに大・中都市の人民政府は労働矯正管理委員会を設置し、民政、警察および労働部門の責任者により構成し、労働矯正業務を指導し、かつ、管理する」とする。そして、この労働矯正管理委員会が労働矯正に付するか否かを審査の上、決定する（2条後段）。

### 1.2.3 治安管理処罰

治安管理処罰は行政処罰の一種であり、裁判を経ることなく、警察の裁決により下される（例外的に派出所が設置されていない地方においては、郷（鎮）政府に裁決を委託することができる）。以下では、その基

---

与秩序 中国労働教養制度研究』(法律出版社、2002年)11頁。

<sup>(62)</sup> 夏宗素主編『労働教養制度改革問題研究』(法律出版社、2001年)169頁。

<sup>(63)</sup> ただし、50年代においては、制限区域が設けられ、自由な出入りが禁止されていたが、制限区域内であれば自由に活動できたという。これが60年代以降、閉鎖性・強制性が突出するようになり、自由制約の面において、労働矯正と自由刑とのボーダーが曖昧になっていった、と指摘されている（同上197～198頁参照）。

<sup>(64)</sup> 57年決定に規定がないのは、「労働矯正創設初期において、それは生活・就業手配の性質を有していたため、執行の期間を定めなかった」ためといわれている（同上172頁）。その後、1961年4月に中共中央が承認した第11回全国警察会議「当面の警察業務の10の具体的政策問題に関する補充規定」は、「労働矯正の期間は、原則として2年から3年とし、これは内部規定であり、収容時に本人およびその家族に告知するのみで、対外的に公表しない」と定めた。なお、田中・前掲注(57)8頁などで指摘されている通知・特別規則とは、本補充規定のことであると推測される。

本法となる治安管理处罰条例に基づきその内容を概観する。なお、同条例は1957年10月22日に制定・施行された後、2005年8月28日に全国人大常委会で治安管理处罰法（2006年3月1日施行）が制定されるまでに、2度改正された。すなわち、1986年9月5日の改正（1987年1月1日施行）と1994年5月12日の改正（同日施行）である（以下、それぞれ「57年条例」、「86年条例」、「94年条例」と呼ぶ）。以下では57年条例を土台として治安管理处罰制度を概観し、条例改正により変化が生じたときは、そのつど付記することにする（治安管理处罰法は本稿で考察対象とする厳打とは関係がないため割愛する）。

57年条例はその適用対象となる行為、すなわち治安管理法規違反行為を「公共の秩序を乱し、公共の安全を妨害し、市民の人身の権利を侵害し、または公私の財産に損害を与え、情状が軽微で、刑事処分に至らず、本条例に照らして処罰を受けるべき行為」と定める（2条1項）。上の行為が、情状が由々しく、刑事処分に相当する場合は、犯罪として処理されることになる。具体的にどのような行為が治安管理法規違反行為として処罰されるかについては、5条から15条までに定められている。例えば、「多衆を集めて喧嘩する」（5条1号）、「少量の公共の財物または他人の財物の窃盗、詐欺、横領」（11条1号）などである。

なお、「本条例に照らして処罰を受けるべき行為」とあるが、57年条例は類推許容規定を設けていたため（31条）、およそ上記2条1項所定の侵害行為で「情状が軽微で、刑事処分に至ら（ない）」ものは治安管理法規違反行為となる。ただし、本規定は86年条例では削除された。

処罰内容について57年条例3条は、①警告、②過料〔罰款〕および③〔拘留〕を定める。中国法において、〔拘留〕は刑事訴訟法上の強制処分のひとつである〔刑事拘留〕、訴訟秩序を乱した者に対する制裁である〔司法拘留〕および行政罰である〔行政拘留〕の3種類がある。ここ

表1-1 過料および行政拘留の対照表

	過 料	行政拘留
57年条例	5角以上20元以下（30元）	半日以上10日以下（15日）
86年条例	1元以上200元以下（上限なし）	1日以上15日以下（上限なし）

\*（ ）内は処罰を併合する場合の上限。なお、1元=0.1角。

での「拘留」は行政拘留を指す。過料および行政拘留の上限・下限は、57年条例と86年条例では異なる<sup>(65)</sup>（表1-1参照）。

### 1.3 刑事手続の概要

厳打の対象とされる犯罪の大部分は、警察が捜査を担うとされている事件である（本稿ではこうした事件を「警察扱いの事件」と呼ぶ）。そこで、本節では旧刑事訴訟法期（1980年～1996年）および現行刑事訴訟法期（1997年以降）に分けて、本稿の論述に必要な限りにおいて、主に両法制定時における警察扱いの事件の刑事手続の流れを、捜査、起訴、裁判の各段階に分けて概観する（施行後の改正については次章以降でその都度説明する）。なお、附帯民事訴訟手続、自訴手続については、本稿の考察対象から外れるため省略する。また、以下では旧刑訴法期の説明に重点を置くこととし、現行刑訴法期については改正された箇所の説明にとどめる。

#### 1.3.1 旧刑事訴訟法期（1980年～1996年）

旧刑訴法3条1項は、「刑事事件の捜査、逮捕、預審は、警察機関が責を負う。勾留の承認および検察<sup>(66)</sup>（捜査を含む）、公訴の提起は、人民検察院が責を負う。裁判は人民裁判所が責を負う」（カッコ内は原文）という原則を掲げる。以下、法規定に則して具体的内容を見ていく（本項におけるカッコ内の条文は、特に注記がない限り旧刑訴法のそれを指す）。

#### I 捜査

「警察機関の捜査活動は通常2つの段階に分かれる。刑事事件が発生した後、まず警察機関の捜査部門が法律規定に照らして、証拠を収集し、

<sup>(65)</sup> 86年条例には過料および行政拘留を併合する場合の上限を定める規定はなく、「それぞれ裁決し、併せて執行する」（13条）とされた。なお、過料については上限を大幅に引き上げる例外規定がある（86年条例30条1項、31、32条、94年条例31条2項）。

<sup>(66)</sup> ここでの「検察」は、法律監督を意味する（曾龍躍主編『中国検察百科辞典』（黒竜江人民出版社、1993年）1頁、王国枢主編『刑事訴訟法学（第2版）』（北京大学出版社、1995年）44頁など）。

犯罪を明らかにして立証し、犯罪者を捕まえて取り調べる、いわゆる捜査・検挙である。その後、預審部門に移送して預審を行う<sup>(67)</sup>。ここでは(1)捜査の開始、(2)強制処分等、(3)預審、(4)黙秘権・違法収集証拠に分けて見ていく。

#### (1) 捜査の開始

警察扱いの事件は、国家安全機関扱いの「スパイ・特務事件」、検察扱いの「横領罪、市民の民主的権利を侵害する罪、瀆職罪その他の人民検察院が自ら直接受理する必要があると認める事件」(13条2項)以外の事件である(同条3項)。

捜査の端緒は告訴[控告]、告発[検挙]または自首による(59条1項)。警察、検察および裁判所は告訴、告発および自首を受理しなければならず、受理後、先の管轄に従い、しかるべき主管機関に送致する(同条2項)。

受理後、[立案] 手続に移る。立案とは、「刑事訴訟の端緒となる手続である」<sup>(68)</sup>。具体的には、「確かに犯罪事実が発生し、かつ刑事責任を追及する必要があると認めたときに、法に従い刑事事件として捜査や裁判に移すことを決定する訴訟活動である」<sup>(69)</sup>と説明される。立案となれば刑事事件として捜査が始まり、逆に不立案となれば、捜査は始まらないという建前である。

#### (2) 強制処分等

強制処分[強制措置]<sup>(70)</sup>には、強制出頭[拘伝]<sup>(71)</sup>、保釈[取保候審]、

<sup>(67)</sup> 陶髦主編『刑事訴訟法学』(高等教育出版社、1993年)76頁。

<sup>(68)</sup> 中央政法幹部学校刑法・刑事訴訟法教研室編『中華人民共和國刑事訴訟法講義』(群衆出版社、1981年)285頁。

<sup>(69)</sup> 陶髦・前掲注(67)237頁。

<sup>(70)</sup> 中国では身柄の拘束・制限に関する(对人的)強制処分を[強制措施]と呼んでいる。捜査行為について中国の学説では一般的に、日本のように任意/強制処分(捜査)という分類法が用いられておらず、例えば搜索、押収、検証など日本では(対物的)強制処分にカテゴライズされる処分は、取調べや事情聴取とともに[捜査(行為)]にカテゴライズされている(陶髦・前掲注(67)、李夕思・熊志海主編『新編中国刑事訴訟法学』(中共中央党校出版社、1997年)、

住居監視 [監視居住]、①逮捕 [拘留]<sup>(72)</sup>、②勾留 [逮捕] がある。また、強制処分ないしは刑事手続上の処分とは位置づけられていないものの、実際には犯罪の捜査・検挙に深く関わりのある③収容審査、④職務質問 (からの留置) [盤問 (留置)]、⑤大衆による連行 [扭送] がある。以下、番号順にその内容を見ていく。

### ① 逮捕

「逮捕とは、警察機関が緊急の状況の下、勾留すべき罪の現行犯または重大な被疑者に対して採る臨時にその人身の自由を制限する強制処分である」<sup>(73)</sup>。この説明からうかがえるように、中国における逮捕は日本でいう緊急逮捕および現行犯逮捕に近い概念である<sup>(74)</sup>。ただし日本とは異なり、「警察機関が人を逮捕するときは、必ず逮捕状 [拘留証] を

---

徐静村主編『刑事訴訟法学 (修訂本) (上巻)』(法律出版社、1999年) など)。なお、中国では保釈も [強制措置] にカテゴライズされており、捜査段階での保釈が認められている。

<sup>(71)</sup> 『現代中国法』141頁参照。なお、現行刑訴法の邦訳である松尾浩也・田口守一・張凌共訳「中華人民共和国刑事訴訟法全訳」ジュリスト1109号 (1997年) 66頁は、[拘伝] を「連行 (による身柄拘束)」(カッコ内は原文) と訳すが、[拘伝] を身柄拘束処分として用いることは、学説上批判されている (例えば、王国枢・前掲注 (66) 177頁など、陶髦・前掲注 (67) 131頁)。

<sup>(72)</sup> ここでいう [拘留] は [刑事拘留] である。

<sup>(73)</sup> 陶髦・前掲注 (67) 134頁。

<sup>(74)</sup> 逮捕の要件について定める旧刑訴法41条は以下のとおりである。

「警察機関は罪が勾留に値する現行犯または重大な被疑者 [重大嫌疑分子] について、次に掲げる事由のひとつに該当するときは、先に逮捕することができる。

- ①現に犯罪の準備を行い、犯罪を実行し、または犯罪後即座に発見されたとき
- ②被害者または現場で目撃した者が犯罪を行ったと認めるとき
- ③身辺または住居で犯罪の証拠が発見されたとき
- ④犯罪後自殺もしくは逃亡を企図し、または逃亡中であるとき
- ⑤証拠を隠滅し、もしくは偽造し、または供述の口裏合わせをする可能性があるとき
- ⑥身元が不明で逃亡しながら犯行を重ねたという重大な嫌疑があるとき
- ⑦現に『殴打、破壊、略奪』を行い、就業、生産、社会秩序を由々しく破壊したとき」。

提示しなければならない」(43条1項)と規定されており、常に逮捕状が必要とされている。ただし、この「逮捕状」は裁判官が発する「令状」ではない。その発行者は県クラス以上の警察の責任者とされている<sup>(75)</sup>。

逮捕による身柄拘束期間は最長で10日間である。なお、法律上、逮捕前置主義は採られていない。

## ② 勾留

勾留の要件は、「主要な犯罪事実が調査により明らかになっており、懲役以上の刑罰が科され得る被疑者について、保釈または住居監視などの方法によっても、なお社会危険性の発生を防止するに足りず、勾留の必要性があるとき」(40条1項)である。

勾留の請求主体は警察である。警察は[被告人]<sup>(76)</sup>逮捕後、最長で7日以内(通常は3日以内、状況に応じて1～4日延長することが可能)に同級検察院に勾留を請求しなければならない。当該検察院は3日以内に勾留請求に対して「勾留承認、勾留不承認または補充捜査の決定を下

---

<sup>(75)</sup> 王景榮主編『公安法制通論』(群衆出版社、1994年)83頁参照。逮捕時に逮捕状が必須とされているため、実務においては、「警察機関が被疑者[人犯]を逮捕するときは、通常、現行犯を強制的に警察機関に連れてきてから逮捕手続を行い、時間的に間に合うものについては逮捕状による逮捕[有証拘留]を執行する」といわれている(李忠誠『刑事強制措置制度研究』(中国人民公安大学出版社、1995年)236～237頁)。「現行犯を強制的に警察機関に連れてくる」処分の法的根拠は不明である。可能性としては後述の職務質問や収容審査が考えられる。例えば、福建省福州市台江区検察院の統計によると、1997年1月以降(統計の終了時期は不明)に警察から送検された事件の内、93%が逮捕に先行して職務質問からの留置が行われていたという(万玲「対公安機関使用留置盤問の幾点思考」中国刑事法雑誌1998年6期53頁参照)。

なお、『人犯』とは、刑法に触れ、法に従い強制処分を採るべき、またはすでに強制処分を採った者を指す。一般的に、警察機関が事件の捜査、預審の段階において、法により逮捕、勾留または身柄拘束している者を、保釈、住居監視などの強制処分を採られた者も含み、『人犯』と呼ぶ」と説明される(「人犯、被告人、犯人和罪犯」人民警察1987年4期43頁)。「未決囚」と訳するのが適切な場面も想定されるが、ここでは「被疑者」と訳しておく。

<sup>(76)</sup> 旧刑法においては「被疑者」と「被告人」が区別されておらず、まとめて[被告人]と呼ばれていた。

さなければならない」(47、48条1項1～3段)(したがって、逮捕は最大で10日間となる)。検察における勾留決定権者は検察長であり、「重大事件については検察委員会の討議に付し決定しなければならない」(46条)。勾留承認となれば勾留が執行され、勾留不承認となれば直ちに釈放しなければならない(48条1項4段)。警察が勾留不承認決定に誤りがあると認めるときは、1級上の検察院に再議を請求することができる。ただし、この場合も[被告人]を直ちに釈放しなければならない(49条)。なお、補充捜査の決定が下された場合の[被告人]の身柄拘束期間について、旧刑訴法は何も規定していない。

また、勾留それ自体の期間について法規定はない。しかし、捜査過程全体における身柄拘束期間については、原則2ヶ月であり<sup>(77)</sup>、事件が複雑なときは1級上の検察院の承認を経て1ヶ月延長することができ、さらに重大または複雑なときは、最高検が全国人大常委会に延長を請求する、と規定されている(92条)。

### ③ 収容審査

収容審査とは、警察が「軽微な違法・犯罪行為を行い真実の氏名、住所もしくは素性を述べない者、または軽微な違法・犯罪行為を行い、逃亡しながら犯行を重ね、何度も、もしくは集団で罪を犯した嫌疑がある者」を強制的に労働矯正施設に収容して取調べを行う処分である(国務院「強制労働と収容審査の両処分を労働矯正に統一することに関する通知」(1980年2月29日)2条)。

収容審査の期間について、上記通知は何も語らない。その期間が明確に定められたのは、1985年のことであった。すなわち、同年7月31日、警察部は「収容審査手段の使用を厳格に抑制することに関する通知」を出し、収容審査の期間を原則として1ヶ月以内、最長でも3ヶ月以内と

---

<sup>(77)</sup> 最高裁・最高検・警察部「捜査の拘束期間をいつから起算するかの問題に関する連合通知」(1981年3月18日)は、「2ヶ月の拘束期間は、逮捕の日より計算すべきである。逮捕を経ずに直接勾留された者は、勾留執行の日より計算する」とする。なお、本通知は事前に全国人大常委会法制委員会に照会し、その回答を得た上で到達されている。しかし、法制委員会は全国人大常委会の事務機構にすぎないため、本来、こうした権限はないはずである。

定めた。ただし、期間の計算は、真実の氏名および住所が明らかになってから始まるとされている。真実の氏名および住所を明らかにしない者については、それらが明らかになるまで起算されないことになる<sup>(78)</sup>。

#### ④ 職務質問 (からの留置)

職務質問およびそれからの留置は人民警察法において初めて法律上規定された<sup>(79)</sup>。同法9条によると、その概要は以下のとおりである。

まず、その対象は「違法・犯罪の嫌疑がある者」であり、これらの者に対しては警察官が関連する証明書を提示してその場で質問・検査することができる (これを「職務質問」と呼ぶ)。そして、①犯行を告発された者、②現場で犯罪を行った嫌疑のある者、③犯罪の嫌疑があり身分が不明な者、④所持品が盗品等である可能性のある者については、警察に連行し、その承認を経て職務質問を継続することができる。

職務質問により警察に連行した後の身柄拘束期間は24時間以内であり、特殊な状況においては県クラス以上の警察の承認により48時間延長することができる。職務質問を受けた者を逮捕などの強制処分に移行するときは、この期間中に手続を行わなければならない。

#### ⑤大衆による連行

旧刑法42条によると大衆による連行とは、一般市民が①現に犯罪を

<sup>(78)</sup> 田中信行「中国の収容審査と人治の終焉」小口彦太編『中国の経済発展と法』(早稲田大学比較法研究所、1998年)304頁参照。

<sup>(79)</sup> 万玲・前掲注(75)53頁。人民警察法の前身である人民警察条例(全国人大常委会1957年6月25日採択)には両者についての規定はない。しかし、1994年6月29日に警察部が国務院に人民警察法(草案審議修正稿)を提出した際に行った説明では、職務質問自体は憲法および関連法令にすでに規定されている権限を、より明確化・ルール化したものであるとされている。ただし、根拠条文は管見には及ばない。法学雑誌1981年5期41頁に「雨夜盤査記(康建平著)」というタイトルの紹介記事が掲載されていることから、実務では一般的に用いられていたようである。他方、職務質問からの留置については、「事件処理において刑事逮捕までの24時間以内に氏名、住所および主な犯罪事実を明らかにし、がたいという実際の状況に基づき規定したものである。本規定は違法行為・犯罪に打撃を加えるためには是非とも必要なことである」、と説明されている(「關於《中華人民共和國人民警察法》(草案送審修改稿)的說明」李忠信編『起草人民警察法參考資料擷選』(群眾出版社、1997年)345頁参照)。

実行し、または犯罪後即座に発見された者、②指名手配中の者、③脱走して逃亡中の者、④現に追跡されている者を警察・検察・裁判所に連行する措置である。本措置は、「専門機関の業務と大衆路線の結合であり、大衆に依拠して犯罪を発見し、犯罪を懲らしめる」原則の典型例であるとされている<sup>(80)</sup>。

### (3) 預審

預審とは、「事案の真相を確かめ、より明らかにするために、法に従い強制処分を採られた被疑者に行う予備的な取調べ活動」<sup>(81)</sup>である。この預審を経て、警察が検察に起訴を求めるか否かが決定される。

また、旧刑法45条後段は、「必要ときは、人民検察院は人員を派遣して警察機関の重大事件についての討議に参加させることができる」と規定し、重大事件については警察が起訴申請前に検察の意見を聴取できる制度となっている。これは「提前介入」と呼ばれており、その意味は、「主に、刑事訴訟手続きにかかわる機関が、みずから担当する手続きよりひとつ前の手続きに関与すること」<sup>(82)</sup>である（以下、「事前介入」と訳す）。

### (4) 黙秘権・違法収集証拠

〔被告人〕に黙秘権は認められておらず、「〔被告人〕は捜査員の質問にありのままに回答しなければならない」（64条2段）。また、「拷問による自白の強要および脅迫、誘引、偽計その他の違法な方法で証拠を収集することを厳禁する」（32条2段）と規定され、供述証拠の違法収集が「厳禁」されている。しかし、「厳禁」ということがその排除に直結するわけではなく、また違法に収集した非供述証拠についてはそもそも規定がない。

## II 起訴

警察による捜査が終結した後、事件は検察に送致される。その後、検

<sup>(80)</sup> 欧衛安「論扭送」中国刑事法雑誌1998年6期55頁。

<sup>(81)</sup> 宋占生等・前掲注（41）1219頁。

<sup>(82)</sup> 『現代中国法』86頁。

察で起訴するか否かの審査が行われる。「起訴審査」と呼ばれる段階である。

起訴審査において検察は、①犯罪事実および情状がはっきりしているか否か、証拠は確実かつ十分であるか否か、罪の認定は正しいか否か、②余罪がないか否か、③刑事責任を追及すべきか否かなどを明らかにしなければならない(96条)。審査期間は原則1ヶ月以内であり、重大または複雑な事件については、半月延長することができる(97条)。

審査後、検察は以下の状況に応じて、(1)起訴、(2)起訴免除、(3)不起訴、(4)補充捜査のいずれかの決定を下す。起訴免除または不起訴決定が下されたときは、直ちに釈放しなければならない(102条1項後段、104条2項)。

#### (1) 起訴

「犯罪事実がすでに明らかにされており、証拠が確実かつ十分に従い刑事責任を追及すべきと認めるとき」(100条)は起訴を決定しなければならない。起訴に際しては、開廷するか否かを決定する裁判所による実質的な事前審査があるため(Ⅲ(2)参照)、起訴状とともに一件記録を裁判所に提出する。

#### (2) 起訴免除

「刑法規定に照らして刑罰を科す必要がない、または刑を免除するとき」(101条)は、起訴免除の決定を下す<sup>(83)</sup>。なお、この起訴免除決定は、次に見る不起訴とは異なり、「被告人の行為が犯罪を構成することについての人民検察院の肯定であり、また訴訟手続の終結でもあり、それは人民裁判所が下した刑の免除と同等の法的効力を有する」<sup>(84)</sup>とされている。すなわち、検察による有罪の認定である。

#### (3) 不起訴

①情状が顕著に軽微で、危害が大きくなく、犯罪と認められないとき、②公訴時効が完成したとき、③特赦令により刑が免除されたとき、④当事者の起訴を待ち処理すべき事件〔告訴才処理的犯罪〕について、当事

<sup>(83)</sup> 起訴免除決定に対する警察による再議および再審査の請求、ならびに被害者による申訴については102条2、3項および103条を参照されたい。

<sup>(84)</sup> 陶髦・前掲注(67)273頁。

者が起訴していない、または起訴を取り下げたとき<sup>(85)</sup>、⑤被告人が死亡したとき、⑥その他の法律または法令が刑事責任の追及を免除すると定めるときは、不起訴決定を下す（11条、104条）。

#### (4) 補充捜査

起訴審査段階において、検察が補充捜査を必要と認めるときは、補充捜査が行われる。この場合の捜査の主体は、検察または警察である。補充捜査の期間は1ヶ月以内とされている（99条）が、起訴審査段階における補充捜査の回数については明文規定がない。

### Ⅲ 裁判

ここでは(1)管轄、(2)公判、(3)上訴手続、(4)死刑再審査手続、(5)裁判監督手続の順で見えていく。

#### (1) 管轄

4級2審終審制を採る中国では、管轄裁判所を決定するルールとしては、土地管轄と事物〔級別〕管轄がある<sup>(86)</sup>。前者は原則として犯罪地の裁判所が管轄し、例外的に「被告人居住地の人民裁判所が裁判する方

---

<sup>(85)</sup> 当事者の起訴を待ち処理すべき事件および捜査する必要のない軽微な事件は、裁判所が当事者の起訴を直接受理する（13条1項）。いわゆる「自訴事件」であり、その捜査・起訴は警察および検察の職務外である（同条2、3項）。ただし、実務においては自訴事件でありながらも、警察扱いの公訴事件として手続を進め、裁判所が有罪判決を下した事例もある（例えば、現行刑訴法下の裁判例として「王巖侵占案—侵占案是告訴才处理的案件」刑事審判参考1999年第1期42頁以下がある。本件については拙稿「中国刑法における罪刑法定主義の命運—近代法の受容と拒絶—（2・完）」北大法学論集52巻4号（2001年）242～243頁で検討を加えたことがある）。

<sup>(86)</sup> 管轄の競合およびその解決方法については20、21条を参照。なお、事物管轄の例外として、次の18条規定がある。

「上級人民裁判所は必要なとき、下級人民裁判所が管轄する1審刑事事件を裁判し、または自己の管轄する1審刑事事件を下級人民裁判所に裁判させることもできる。下級人民裁判所が事件状況が重大または複雑で上級人民裁判所が裁判する必要があると認める1審刑事事件は、1級上の人民裁判所に送致して裁判するよう請求することができる。」

がより適切であるときは、被告人居住地の人民裁判所が管轄することができる」(19条)。後者は、事件の内容により1審裁判所の審級を分けるやり方である(14～17条)。具体的には表1-2のとおりである。

表1-2 事物管轄対応表

1審	事件内容
基層裁	通常事件
中裁	①反革命事件、②無期懲役・死刑を言い渡す通常事件 <sup>(87)</sup> 、 ③涉外事件
高裁	全省(直轄市、自治区)的な重大事件 <sup>(88)</sup>
最高裁 <sup>(89)</sup>	全国的な重大事件

<sup>(87)</sup> 原文は[判处無期徒刑、死刑的普通刑事案件]であるが、最高裁・最高検・警察部「刑法および刑事訴訟法実施におけるいくつかの問題に関する連合通知」

(1979年12月17日)では、[可能判处無期徒刑、死刑]とされており、実務では「無期懲役または死刑を言い渡す可能性のある」事件が中裁の管轄とされた。

<sup>(88)</sup> 旧刑法下において、重大事件が一体何を指すのかは明らかではない。なお、警察の内部規定である警察部「刑事捜査部門が担当する刑事事件およびその立案基準ならびに管理制度に関する規定」(1979年12月24日)2条によると、警察では次の事件が「重大事件」とされる。すなわち、①殺人(行為の結果として)致死・重傷、②公私の財物100元以上を強盗し、もしくは凶器を持って部屋に押し入って強取し、または重傷を負わせた者、③爆破、放火、溢水、毒物混入により重傷を負わせ、もしくは死亡させ、または財物1000元以上の損失を生じさせ、もしくは食料、綿花500kg以上を毀棄した者、④公私の財物1000元以上、食料500kg以上、食料切符5トン以上または布切符1万尺以上を窃取し、詐取し、強奪[搶奪]した者、⑤婦女強姦の既遂または女兒姦淫、⑥人を故意に傷害し、よって死亡させた者、⑦連続して婦女を傷害・殺害[残害]した者、⑧人を拐取売買し、情状および結果が由々しい者、⑨投機空取引による利益が5000元以上の者、⑩1000元以上を喝取した者、⑪大型の機械を損壊し、もしくは農耕用家畜3匹以上を殺し、またはその他の方法により集団の生産を破壊し、直接的損失が1000元以上の者、⑫アヘン、ヘロイン、モルヒネその他の麻薬を製造、販売、運搬した者、⑬華僑、香港、マカオの同胞または訪中外国人の人身を傷害し、またはその財物の損失がわりあい大きな者、である。また、重大事件よりも性質が由々しいものとして「特大事件」という概念もある。これについても同条が規定するが、ここでは割愛する。

## (2) 公判

(1) の管轄に従い検察は1審裁判所に公訴を提起する。1審裁判所は、「……公訴が提起された事件について審査を行った後、犯罪事実が明らかで、証拠が十分なものについては、開廷して裁判を行うことを決定しなければならない。主要な事実が不明で、または証拠が不十分であるときは、人民検察院に補充捜査のため差し戻すことができる。刑罰を科す必要のないときは、人民検察院に起訴の取下げを請求することができる」(108条)。ここで審査は同条の内容から分かるように実質的審査である。また、「人民裁判所は必要なときは、検証、検査、搜索、押収および鑑定を行うことができる」(109条)。なお、補充捜査の回数について明文規定はない。

開廷を決定した場合は、110条1項各号所定の裁判前準備に移る。ここでは、①合議体の構成員の確定、②検察の起訴状謄本を遅くとも開廷7日前まで被告人に送達するとともに、被告人に弁護人を依頼できることを告知し、また必要なときは被告人のために弁護人を指定すること、③開廷の期日および場所を開廷3日前までに検察に通知すること、④当事者を召喚し、弁護人、証人、鑑定人および通訳に通知し、召喚状および通知書は遅くとも開廷3日前に送達すること、⑤裁判を公開する事件については、まず事件名、被告人の氏名、開廷の期日および場所を公示すること、の5点を行わなければならない。弁護人はこの段階になって初めて法的根拠のある弁護活動を開始できる。なお、中国では弁護士代理の原則が採られておらず、弁護士以外にも①人民団体もしくは被告人の所属先が推薦した者、または人民裁判所が許可した市民、および②被

---

なお、現行刑法下においては、68条1項所定の刑罰減免事由である「大きな功績」[重大立功]の要件のひとつとして、「他人の重大犯罪行為を通報し、または告発し、調査により事実であることが確かめられたとき」が挙げられている(最高裁「自首および功績の処理における法律の具体的運用の若干の問題に関する解釈」7条1項)。ここでいう「重大犯罪」とは、「原則として、被疑者または被告人が無期懲役以上の刑罰に処される可能性があり、または当該省、自治区もしくは直轄市内、もしくは全国範囲でわりあい大きな影響力がある」ものを指すとされている(同条2項)。

(89) 最高裁の判決または裁定は終審判決である(143条)。

告人の親類または監護人が弁護人となることができる(26条2、3号)<sup>(90)</sup>。

表1-3 受訴裁判所の構成

1 審	基層裁・中裁	判事1名および人民参審員2名による合議体(または判事のみ <sup>(91)</sup> ) 軽微な刑事事件は判事1名による単独体
	高裁・最高裁	判事1名ないし3名および人民参審員 <sup>(92)</sup> 2名ないし4名による合議体
2 審		判事3名ないし5名による合議体

\*カッコ内を除き、旧刑訴法105条1、2、4項による。

受訴裁判所は、1名の判事または複数の判事、人民参審員からなる。具体的には表1-3のとおりである(なお、「判事補は判事に協力して職務を遂行する。判事補は、勤務裁判所長が提案し、裁判委員会が採択した後、臨時に判事の職務を代行することができる」(裁判所法37条2項))。

公判手続においては、公訴人たる検察官が起訴状を朗読した後、証拠調べが始まる。公判手続は職権主義的に進められ、証拠調べも例外ではない。例えば、最初に被告人に質問するのは裁判官であり、公訴人、被害者等は、裁判長の許可を得て、被告人に質問する(114条)。そして、

<sup>(90)</sup> ただし、弁護人が弁護士である場合([弁護律師]。以下、「弁護士弁護人」と呼ぶ)とその他の場合では、弁護活動に対する制限が異なる。法規定上、前者は当然に事件記録の閲覧および拘禁中の被告人との接見交通が認められることとなっているが、後者については裁判所の許可が必要となる(29条)。

<sup>(91)</sup> 裁判所法10条2項前段は、「人民裁判所が1審事件を裁判するときは、判事が合議体を組織し、または判事および人民参審員が合議体を組織して行う」と規定する。本規定は、「実質的に刑事訴訟法105条を改正した。1審手続の合議体は従来の『参審合議制』の形式から、『判事合議制』および『参審合議制』の2種類に変わった」と評されている(嚴端主編『刑事訴訟法教程』(中国政法大学出版社、1986年)48頁)。

<sup>(92)</sup> 人民参審員[人民陪審員]は選挙権・被選挙権を有する満23歳以上の市民から選ばれ(裁判所法38条1項)、職務執行に際しては、「判事と同等の権限を有する」(105条3項)。

裁判官が物証を提示し、当事者に弁別させるべきとされる（116条）。証拠収集は警察官や検察官のみならず、裁判官の責務でもある（32条）。また、当事者の弁論は証拠調べが終了した後に可能となる（118条）。

合議体において意見が分かれたときは、少数が多数に従わなければならない（106条前段）。なお、「およそ重大または難解な事件について、所長が裁判委員会の討議に付す必要があると認めるときは、所長が裁判委員会の決定に委ねるためその討議に付す。裁判委員会の決定については、合議体は執行しなければならない」（107条）とされ、法廷のみで裁判の決着がつかないことが法的に制度化されている（裁判委員会討議制）。また、法律上の制度ではないが、所長・延長が判決を事前に審査する所長審査制もあることを付言しておく。裁判所内部<sup>(93)</sup>で裁判に対して二重の統制が敷かれているのである（両者については6.2.1で改めて取り上げる）。

公訴事件の審理期間については、「受理後1ヶ月以内に判決を言い渡さなければならず、遅くとも1ヶ月半を超えてはならない」（125条）されている。ただし、期間を徒過した場合の法的効果については規定されていない。

### (3) 上訴手続

日本では上訴先の審級により上訴の名称が異なるが、中国においては誰が上訴するかにより名称が異なる。すなわち、被告人などによる上訴は「上訴」と、検察による上訴は「抗訴」<sup>(94)</sup>と呼ばれている（以下、前者を「上訴」と、後者を「プロテスト」と呼ぶ）。

上訴・プロテストは、判決書を受け取った翌日から10日以内（裁定の場合は5日以内）に1級上の裁判所にこれをする（129条1項、130、131

<sup>(93)</sup> ここで「裁判所内部」というのは、とりもなおさず「裁判所外部」にも裁判に対する干渉が存在しているからである。それは上級裁判所、地方党委員会および地方行政機関である。この点については6.2で改めて詳述する。

<sup>(94)</sup> 「抗訴」は検察による上訴に対する呼称には限られず、本来的には法律監督機関である検察が法律監督として裁判所に対してなす訴訟行為の呼称である。そのため、(6)で見える検察による裁判監督の申立ても「抗訴」と呼ばれている。本稿ではこれも「プロテスト」と呼ぶ。

条)<sup>(95)</sup>。上訴理由に特に制限はない。他方、プロテスト理由は「同級人民裁判所の1審の判決または裁定に確かに誤りがあると認めるとき」であり、この場合、プロテストの申立てが義務づけられている(130条)。なお、上級検察院が下級検察院のプロテストを不当と認めたときは、そのプロテストを取り下げることができる(133条2項)。

上記法定期間内に上訴・プロテストの申立てがなされなかった場合、当該判決・裁定は法的効力を生じ[発生法律効力]、執行に移される(151条1項、2項1号)(以下、法的効力を生じた判決・裁定を「発効判決(・裁定)」と呼び、法的効力を生じることを「発効する」と表現する)<sup>(96)</sup>。なお、終審の判決・裁定および以下(4)で見る最高裁(高裁)に許可された死刑(死緩)判決も発効判決・裁定である(同項2、3号)。

2審では1審判決が認定した事実および法律適用について全面的に審査を行わなければならない(覆審制)、しかも上訴またはプロテストの範囲の制限を受けない。また、共犯事件について一部の被告人のみが上訴したときには、「事件全体について審査を行い、一括して処理しなければならない」(134条)。

上訴のみの場合は不利益変更禁止の原則([上訴不加刑]と呼ばれている)が働くが、プロテストのみ、または上訴とプロテストが同時になされたときは、この限りではない(137条)。2審も「1ヶ月以内に結審しなければならない、遅くとも1ヶ月半を超えてはならない」(142条)とされている(期間を徒過した場合の法的効果について規定はない)。

#### (4) 死刑再審査手続

先述(1.2.1)のように、即時執行死刑については最高裁の許可が、また死緩については高裁の許可が必要である(旧刑法43条2項)。本手続は、「少殺」政策(死刑を厳格に抑制する)徹底の重要な措置および

---

<sup>(95)</sup> 具体的な申立手続については、このほか132、133条1項もあわせて参照されたい。

<sup>(96)</sup> 中国法の「発効」は日本法の「(判決の)確定」と誤解しやすい概念である。両者を厳密に区別しなければならない理由については、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』(創文社、1984年)255～257頁を参照されたい。

誤判による死刑〔錯殺〕の防止に不可欠な保証であるといわれている<sup>(97)</sup>。そのため、死刑については通常の2審手続に加えて、最高裁(または高裁)のチェックを入れるために、わざわざ死刑再審査手続が設けられているのである。具体的には以下の3パターンの手順で死刑の許可を求めることになる。

①中裁が1審にて死刑判決を下した場合に、被告人が上訴しなかったときには、高裁の審査(2審ではない)を経て、これが最高裁に許可を請求する。高裁が同意しないときは、破棄自判または差し戻すことになる。

②高裁が1審にて死刑判決を下した場合に、被告人が上訴しなかったとき、およびこれが2審にて死刑判決を下した場合には、これが最高裁に許可を請求する。

③中裁が死緩判決を下したときには、高裁に許可を求める(145、146条)。

#### (5) 裁判監督手続

裁判監督手続とは、「再審手続とも呼ばれ、人民裁判所または人民検察院がすでに発効した判決または裁定について、事実認定または法律適用において確かに誤りがあると認めたときに、法に従い再び審理するよう申し立てる手続を指す」<sup>(98)</sup>。その目的は、「確かに誤りのある判決・裁定を是正し、事件が正しく処理されるようにし、犯罪者を的確かつ効果的に懲らしめ、無辜のえん罪を晴らし、ひとりもえん罪にせず、またひとりも逃がさず、罪相当の処罰を科し、事実に基づいて真理を追求する〔实事求是〕」<sup>(99)</sup>こととされている。

旧刑訴法における裁判監督手続に関する規定を要約すると以下のようになる(149、150条)。

裁判監督の提起主体は裁判所および検察である。当事者やその親族、さらには一般の市民も、裁判所または検察に不服を申し立て(以下、これを「申訴」と呼ぶ)、裁判監督の提起を求めることができる(148条)。

<sup>(97)</sup> 中央政法幹部学校刑法・刑事訴訟法教研室・前掲注(68)390~391頁。

<sup>(98)</sup> 陶髦・前掲注(67)340頁。

<sup>(99)</sup> 王国枢・前掲注(66)372頁。

しかし、提起するか否かの判断は、申訴を受理した裁判所または検察に委ねられている。裁判所が理由ありと認めるときは、自判または下級裁判所に再審を命じ、検察が理由ありと認めるときは、プロテストする。

裁判監督の提起主体およびその対象の対応関係は以下のとおりである。すなわち、①上級裁判所は下級裁判所の発効判決・裁定に対して、②上級検察院は下級裁判所の発効判決・裁定に対して（プロテスト）、③裁判所長は勤務裁判所の発効判決・裁定に対して<sup>(100)</sup>、それぞれ裁判監督を提起する。

裁判監督の対象は、「すでに発効した判決または裁定」であり、提起事由は、「事実認定または法適用に確かに誤りがある」ことである。なお、裁判監督手続には時間的制約はなく、常に「蒸し返す」ことが可能である。

裁判監督手続により再審するときには、別個に合議体を組織して裁判を行う。1審で発効した事件については1審手続に、2審で発効した事件については2審手続に照らして進められる。

### 1.3.2 現行刑事訴訟法期（1997年以降）一主な改正点

本項では前項の分類に従い、1997年1月1日に施行された現行刑訴法の主な改正点を見ていく（本項におけるカッコ内の条文は、特に注記がない限り現行法のそれを指す）。

#### I 捜査

旧法下では被疑者と被告人が区別されず〔被告人〕と総称されていたが、現行法では捜査段階で被疑者〔犯罪嫌疑人〕、起訴後は〔被告人〕と区別されるようになった。これ以外の主な改正点は以下のとおりである。

(1) 逮捕について。刑訴法改正をもって収容審査制度が廃止されたが、それに伴い逮捕も従来の収容審査を取り込む形で修正が加えられた<sup>(101)</sup>

<sup>(100)</sup> この場合、裁判所長が裁判委員会での処理に付すこととされている。

<sup>(101)</sup> この点については、田中・前掲注(78)318～319頁を参照されたい。また、収容審査はなくなったが、労働矯正がその代替措置になっているという指摘もある（張紹彦「作為生活事実的刑罰」北京大学法学院編『潤物無声——北京大学法学院百年院慶文存之刑事一体化与刑事政策』（法律出版社、2005年）299頁）。

(61条6、7号)。すなわち、「被疑者が真実の氏名または住所を言わず、身元が不明であるときは、捜査のための身柄拘束期間は、その者の身元が明らかになった日から起算する」(128条2項前段)と。

(2) 勾留について。勾留の要件が「犯罪事実を証明する証拠があり、懲役以上の刑罰を科する可能性のある被疑者または被告人について、保釈または住居監視などの方法によっても、なお社会危険性の発生を防止するに十分ではなく、勾留の必要があるとき」(60条1項)に改められた。警察における勾留請求期間は旧法と同じく原則で最大7日であるが、逃亡しながら犯行を重ね、何度も、または徒党を組み犯罪を行った重大な被疑者については、30日まで延長できるとされた(69条2項)。また、検察における勾留承認審査期間が3日から7日へと延ばされた(同条3項)。

(3) その他。「被疑者は捜査機関による第1回目の取調べの後、または強制処分を採られた日から」、弁護士を依頼することができることとされた(96条1項1段)。捜査段階から弁護士を依頼できるのである。この点、捜査段階では弁護士の「介入」を排除していた旧法とは大きく異なる。ただし、この段階における弁護士の役割は、法律相談、申訴もしくは告訴の代理、または保釈の申請に限定されている。

なお、黙秘権および違法収集証拠については、旧法と同様の規定が設けられている(43条2段、93条2段)<sup>(102)</sup>。

## II 起訴

旧法においては、起訴に際して起訴状と一件記録を裁判所に提出していたが、現行法においては、起訴状と証拠目録、証人名簿、主な証拠の謄本または写真を提出するものとなった(150条)。

起訴免除が廃止され、検察における起訴審査の結果は起訴、不起訴または補充捜査の3通りになった。起訴の基準については「犯罪事実がす

---

<sup>(102)</sup> なお、現行刑訴法施行後に出された最高裁「『刑事訴訟法』の実施における若干の問題に関する解釈」(1998年6月29日)61条は、「……違法な方法で得た証人の証言、被害者の陳述、被告人の供述は判決〔定案〕の根拠とすることはできない」とした(この点については『現代中国法』158~160頁参照)。

で明らかにされており、証拠が確実かつ十分に、法に従い刑事責任を追及すべきと認めるとき」と明文規定された(141条)。また、不起訴の要件は旧法とほぼ同じであるが、現行法においては補充捜査を経てもなお証拠が不足するとされるときも不起訴としなければならない(140条4項)。なお、不起訴処分後であっても、再起訴は可能である<sup>(103)</sup>。また、補充捜査は1回につき1ヶ月以内、また2回を限度とするとされた(同条3項)。

弁護人を依頼できる時期が早まり、被疑者は起訴審査のために検察に送致された日から弁護人に弁護を依頼することができる。また、検察も起訴審査のために事件資料を受け取った日から3日以内に、被疑者に弁護人依頼権があることを告知しなければならない(33条)。弁護人となり得る者は旧法と同様である<sup>(104)</sup>。

### Ⅲ 裁判

(1) 公判前審査について。起訴受理後、「起訴状に明らかな犯罪事実の記載があり、かつ、証拠の目録、証人名簿および主な証拠の謄本または写真が付されているときには、公判の開催を決定しなければならない」(150条)とされ、旧法とは異なり形式的要件を充たしさえすれば公判が開かれるよう改められた。

(2) 公判手続について。公判手続に当事者主義的要素が取り入れられたことは、刑法改正の最大の目玉といっても過言ではない。開廷後公訴人が起訴状を朗読した後、まず被告人または被害者に公訴された犯罪について陳述する機会が与えられている一方で、「裁判官は被告人に質問することができる」(155条)とされた点は象徴的であろう。また物証は当事者が法廷に提示すべきものとされ(157条前段)、証拠調べが終了

<sup>(103)</sup> 「不起訴の訴訟終結効力は相対的である」といわれている(姜偉・錢舫・徐鶴喃『公訴制度教程』(法律出版社、2002年)283頁)。

<sup>(104)</sup> 旧法においては、弁護士弁護人以外の弁護人が事件記録などを閲覧する際には裁判所の許可が必要とされていたが、現行法では起訴審査段階から弁護活動を行うことが認められたことを受け、起訴審査段階では検察に、起訴後は裁判所に許可を求めると改められた(36条)。

したかにかかわらず、当事者は裁判長の許可を得て、証拠や事件の状況について弁論することができる（160条前段）。

(3) 裁判委員会討議制について。旧法では、所長が事件を裁判委員会の討議に付託するかを決定したが、現行法では合議体が所長に請託した後、所長が裁判委員会に付託するかを決定することとなった（149条2段）。

(4) 審理期間について。審理期間は旧法と同じく、原則として受理後遅くとも1ヶ月半以内に判決を下さなければならないとされている。ただし、現行法においては、126条所定<sup>(105)</sup>の要件を充たすときは、高裁の決定・承認によりさらに1ヶ月延長することができる（168条1項）。

#### 1.4 解釈制度

中国法において「解釈」という場合、それは日本で通常いうところの解釈、すなわち裁判官が裁判において法律を適用する際に行う解釈だけにとどまらない。中国法にはさらに、「立法解釈」、「司法解釈」、「行政解釈」と呼ばれる制度が存在する<sup>(106)</sup>。

これらは学説上の呼称であり、それぞれ全国人大常委「法律解釈活動強化に関する決議」（1981年6月10日採択・施行）（以下、「81年解釈決議」と略す）<sup>(107)</sup>が定める次の主体による「解釈」を指す。すなわち、立法解釈は全国人大常委が、司法解釈は最高裁・最高検が単独または連名で、そして行政解釈は国务院・主管部門が行う「解釈」を指している。以下では、立法解釈と司法解釈について簡単に説明しておこう。

---

<sup>(105)</sup> 126条が定める要件は、①交通が極めて不便な辺鄙な地区の重大ハードケース、②重大な犯罪集団事件、③逃亡しながら犯行を重ねる重大ハードケース、④犯罪が広い範囲にわたり、証拠収集が困難な重大ハードケースである。これは後に2.1.3で見える期限延長措置を取り込んだものと考えられる。

<sup>(106)</sup> 立法解釈についてはすでに拙稿「中国における立法解釈活発化の背景—刑法の立法解釈を素材として—」社会体制と法4号（2003年）87頁以下で論じたことがあるため、本稿ではこれを引用する形で説明していく。

<sup>(107)</sup> 旧法として全国人大常委「法律解釈の問題に関する決議」（1955年6月23日採択）があるが、本稿で取り上げる立法解釈および司法解釈のほとんどが本決議の下で制定されたものであるため、割愛する。

立法解釈は、法律上「法律解釈」と呼ばれている。立法法（2000年3月15日採択、同年7月1日施行）42条は、「法律解释权は全国人民代表大会常務委員会に属す」（1項）とし、立法解釈が全国人大常委会の専権事項であることを明示した上で、立法解釈を行使する事由を①「法律の規定について、具体的な意味をさらに明確にする必要のあるとき」（2項1号）、②「法律制定後に生じた新たな状況について、適用する法律の根拠を明確にする必要のあるとき」（同項2号）と定める。①は日本で一般的にいわれている「法の意味内容の説明」という意味での解釈に相当する。他方、②はどのように法律を適用するかについての指示である<sup>(108)</sup>。後（4.3.2参照）に検討する刑法についての立法解釈は、内容上、①にカテゴライズされると考えられる。そして、立法解釈は「法律と同等の効力を有する」とされている（同法47条）。

次に、司法解釈について見てみよう。上記決議は、「およそ裁判所の裁判活動における法律または法令の具体的運用の問題については、最高人民法院が解釈する。およそ検察院の検察活動における法律または法令の具体的運用の問題については、最高人民検察院が解釈する。最高人民法院と最高人民検察院の解釈に原則的な相違があれば、全国人民代表大会常務委員会に報告して解釈または決定を求める」（2条）と定める。つまり、司法解釈とは、最高裁（最高検）が裁判活動（検察活動）における法の具体的運用の問題についてなした「解釈」である。事が裁判活動と検察活動に及ぶ場合は、最高裁と最高検（以下、「両高」と総称する）の連名で司法解釈が行われることもある<sup>(109)</sup>。また、両高の間で解釈に

---

<sup>(108)</sup> 劉明利編『立法学』（山東大学出版社、2002年）214～215頁は、その具体例として、香港住民の国籍について、如何に国籍法を適用するかについて定めた『「国籍法」を香港特別行政区で実施する際のいくつかの問題の解釈』（1996年5月15日採択）を挙げる。

<sup>(109)</sup> 行政解釈の主体である警察部や司法部が加わり、両高と連名で出される解釈文書もある。この場合、当該文書を何と呼ぶかについて定説はないようである。なお、裁判官は最高検の司法解釈があったとしても、「これを根拠に犯罪認定・量刑を行ってはならない」とされている（「41. 人民法院能否参照最高人民検察院的司法解釈定罪量刑？」最高人民法院《人民司法》編輯部編『司法信箱集（第3輯）』（人民法院出版社、2002年）47～48頁）。したがって、受

原則的な相違があるときに、全国人大常委会に解釈（＝立法解釈）または決定（＝立法）を求めるのは、同じく「司法」とされる両者では決着をつけることができないため、より上位にある全国人大常委会の判断を仰がなければならないからである。中国法の定める終局的な法解釈権者は、司法ではなく、全国人大常委会＝国家権力機関にある<sup>(110)</sup>。

司法解釈として発せられる最高裁の文書（口頭で行われることもある）には、①制定法の一部ないしは全体に対してその意味内容を説明する細則的なもの、②高裁からの法令解釈についての照会に対する回答、③司法行政的なもの（例えば、民事訴訟の訴訟費用徴収について定めた最高裁判判委員会「民事訴訟費用徴収辦法（試行）」（1984年8月30日）の3パターンに分類することができる<sup>(111)</sup>。1997年7月1日に施行された「司法解釈業務に関する若干の規定」4条によると、およそ最高裁の司法解釈は「法律と同等の効力を有する」。

なお、下級裁判所・検察院への業務命令（例えば、「法に従い重きにかつ速やかに」裁判せよと指示する等）といった性格の文書もある。これについては、法の「具体的運用の問題」についての解釈と呼ぶべきかには疑問があり、また誤解を招く元ともなりうるため、本稿では「通達」と呼ぶことにする（司法解釈そのものを「通達」と把握した方が読者には分かりやすいであろうが、中国では①から③を「司法解釈」と呼んでいるため、本稿では「司法解釈」と呼ぶ）。

---

け取る側にとって重要なのは、当該文書を何と呼ぶかではなく、自己が所属する系統の最高機関（例えば裁判官なら最高裁、検察官なら最高検）がその文書を発したかどうかであると考えられる。またそのため、他の国家機関と歩調を合わせる必要がある場合には、連名で司法解釈・行政解釈が出されるのである（尹伊君・陳金釗「司法解釈論析－關於伝統司法解釋理論的三点思考」政法論壇1994年1期35頁参照）。

<sup>(110)</sup> 董皞『司法解釋論』（中国政法大学出版社、1999年）264頁。

<sup>(111)</sup> 以上の分類については、張志銘『法律解釋操作分析』（中国政法大学出版社、1998年）225～227頁を参照した。